

目 次

第1章 総論	5
第1節 区の責務、計画の位置づけ、構成等	6
1 区の責務及び大田区国民保護計画の位置づけ	6
2 計画の構成	6
3 計画の見直し、変更手続	6
第2節 国民保護措置に関する基本方針	7
第3節 関係機関の事務または業務の大綱等	8
第4節 区の地理的、社会的特徴	11
第5節 区国民保護計画が対象とする事態	13
第2章 平素からの備え	15
第1節 組織・体制の整備等	16
第1 区における組織・体制の整備	16
1 各部における平素の業務	16
2 区職員の収集基準等	16
3 消防初動体制の把握等	18
4 国民の権利利益の救済に係わる手続等	18
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1 基本的考え方	19
2 都との連携	19
3 近接区市との連携	20
4 指定公共機関等との連携	20
5 事業者に対する支援	21
6 自主防災組織等に対する支援	21
第3 通信の確保	21
第4 情報収集・提供等の体制整備	21
1 基本的考え方	21
2 警報の伝達に必要な準備	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	24
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	26
第6 研修及び訓練	26
1 研修	26
2 訓練	27
第2節 避難、救済及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1 避難に関する基本的事項	28

2 避難実施要領のパターン作成	29
3 救援に関する基本的事項	29
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
5 避難施設の指定への協力	30
6 生活関連等施設の把握等	31
第3節 物資及び資材の備蓄、整備	32
1 区における備蓄	32
2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4節 国民保護に関する啓発	32
1 国民保護に関する啓発	32
2 住民がとるべき行動等に関する啓発	33
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	33
第3章 武力攻撃事態等への対処	34
第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
2 事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置	35
第2節 区対策本部の設置等	36
1 区対策本部の設置	36
2 通信の確保	42
3 特殊標章等の交付及び管理	43
第3節 関係機関相互の連携	43
1 国・都の対策本部との連携	43
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	44
4 他の区市長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6 区の行う応援	45
7 自主防災組織等に対する支援	45
8 住民への協力要請	46
第4節 国民の権利・利益の救済に係る手続き	46
第5節 警報及び避難の指示等	46
第1 警報の伝達等	46
1 警報の内容の伝達・通知	46
2 警報の内容の伝達方法	47
3 緊急通報の伝達及び通知	48
第2 避難住民の誘導等	48
1 避難の指示の伝達	48

2 避難実施要領の策定	50
3 避難住民の誘導	52
4 想定される避難の形態と区による誘導	55
第6節 救援	58
1 救援の実施	58
2 関係機関の連携	58
3 救援の程度及び方法の基準	59
4 救援の内容	59
第7節 安否情報の収集・提供	62
1 安否情報の収集	62
2 都に対する報告	62
3 安否情報の照会に対する回答	63
4 日本赤十字社に対する協力	63
第8節 武力攻撃災害への対処	64
第1 武力攻撃災害への対処	64
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
2 武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2 応急措置等	64
1 退避の指示	64
2 警戒区域の設定	66
3 応急公用負担等	67
4 消防に関する措置等	67
第3 生活関連等施設における災害への対処	68
1 生活関連等施設の安全確保	68
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	69
第4 NBC攻撃による災害への対処	69
第9節 被災情報の収集及び報告	71
第10節 保健衛生の確保その他の措置	72
1 保健衛生の確保	72
2 廃棄物の処理	72
第11節 国民生活の安定に関する措置	73
1 生活関連物資等の価格安定	73
2 避難住民等の生活安定等	73
3 公共的施設の適切な管理	73
第4章 復旧等	74
第1節 応急の復旧	75
1 基本的考え方	75

2 公共的施設の応急の復旧	75
第2節 武力攻撃災害の復旧	75
第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等	76
 第5章 大規模テロ（緊急対処事態）への対処	77
第1節 初動対応力の強化	78
1 危機管理体制の強化	78
2 対処マニュアルの整備	78
3 発生現場における連携強化のための体制づくり	79
4 不特定多数の人々への情報伝達	79
5 装備・資材の備蓄	79
6 訓練等の実施	79
7 住民・昼間区民への啓発	79
第2節 平時における警戒	80
1 危機情報等の把握	80
2 危機情報の共有	80
3 警戒対応	80
第3節 発生時の対処	80
1 区対策本部の設置指定が行われている場合	80
2 区対策本部の設置指定が行われていない場合	80
3 区災害対策本部等による対応	81
4 区対策本部への移行	82
第4節 大規模テロ等の類型に応じた対処	82
I 危険物質を有する施設への攻撃	82
II 大規模集客施設等への攻撃	82
III 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	83
IV 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	83
V 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	84
VI 交通機関を破壊手段としたテロ	85